大阪労働局組織細則

厚生労働省組織規則（平成１３年厚生労働省令第１号）第８８１条の規定に基づき、大阪労働局組織細則を次のように定める。

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　総務部
第１節　総務課（第４条－第６条）
第２節　会計課（第７条・第８条）
第３節　企画室（第９条－第１２条）
第４節　労働保険徴収課（第１３条－第１６条）
第５節　労働保険適用課（第１７条－第１９条）
第６節　労働保険事務組合室（第２０条－第２２条）
第３章　労働基準部
第１節　監督課（第２３条－第２６条）
第２節　労働時間課（第２７条－第２９条）
第３節　賃金課（第３０条－第３２条）
第４節　安全課（第３３条－第３５条）
第５節　労働衛生課（第３６条－第３８条）
第６節　労災補償課（第３９条－第５０条）
第４章　職業安定部
第１節　職業安定課（第５１条－第５５条）
第２節　雇用保険課（第５６条－第５８条）
第３節　職業対策課（第５９条－第６４条）
第５章　需給調整事業部
第１節　需給調整事業第一課（第６５条－第６７条）
第２節　需給調整事業第二課（第６８条・第６９条）
第６章　雇用均等室（第７０条－第７３条）
第７章　労働保険審査官（第７４条・第７５条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、厚生労働省組織規則（平成１３年厚生労働省令第１号）、産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和４７年労働省令第４６号）、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和３１年法律第１２６号）及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和３１年政令第２４８号）に規定するもののほか、大阪労働局（以下「局」という。）の組織の細目及び事務の分掌等について必要な事項を定めることを目的とする。

（係及び係長）

第２条　課又は室に、係を置き、係に、係長を置く。

２　係長は、命を受けて、その係に属する職員の指揮監督を行い、係の事務の処理に当たる。

３　係の分掌事務は、局長が別に定める。

（主任）

第３条　各係を通じて、主任１人以内を置く。

２　主任は、係長を助け、係の事務の処理に当たる。

第２章　総務部

第１節　総務課

（課長補佐）

第４条　総務課に、課長補佐２人を置く。

２　課長補佐は、課長を補佐し、係長の指揮監督を行い、課の事務の処理に当たる。

（人事計画官）

第５条　総務課に、人事計画官１人を置く。

２　人事計画官は、命を受けて、局並びに管内の労働基準監督署（以下「署」という。）及び公共職業安定所（以下「所」という。）の職員の人事管理に関する重要事項についての企画、立案及び調整に関する事務を行う。

（総務課の係）

第６条　総務課に、次の４係を置く。

総務係

人事第一係

人事第二係

研修係

第２節　会計課

（課長補佐）

第７条　会計課に、課長補佐２人を置く。

２　課長補佐は、課長を補佐し、係長の指揮監督を行い、課の事務の処理に当たる。

（会計課の係）

第８条　会計課に、次の５係を置く。

調整係

会計第一係

会計第二係

会計第三係

会計第四係

第３節　企画室

（室長補佐）

第９条　企画室に、室長補佐１人を置く。

２　室長補佐は、室長を補佐し、係長の指揮監督を行い、室の事務の処理に当たる。

（情報管理専門官）

第１０条　企画室に、情報管理専門官１人を置く。

２　情報管理専門官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

⑴　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第４条に規定する事務のうち相談、指導及び助言その他必要な事務で専門的事項に関すること。

⑵　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 13 条、第 27 条及び第 36 条に規定する事務のうち相談、指導及び助言その他必要な事務で専門的事項に関すること。

（労働紛争調整官）

第１１条　企画室に、労働紛争調整官４人を置く。

２　労働紛争調整官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

⑴　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成１３年法律第１１２号。以下

「個別労働関係紛争解決促進法」という。）第３条に規定する情報提供、相談その他の援助に関すること。

⑵　個別労働関係紛争解決促進法第４条第１項に規定する助言又は指導に関すること。

⑶　個別労働関係紛争解決促進法第４条第２項の規定による意見の聴取に関すること。

⑷　個別労働関係紛争解決促進法第５条第１項に規定するあっせんに関すること。

⑸　個別労働関係紛争の解決を促進するための施策についての関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

⑹　前各号に掲げるもののほか、個別労働関係紛争の解決の促進に関すること。

（企画室の係）

第１２条　企画室に、次の２係を置く。

企画第一係

企画第二係

第４節　労働保険徴収課

（課長補佐）

第１３条　労働保険徴収課に、課長補佐２人を置く。

２　課長補佐は、課長を補佐し、係長の指揮監督を行い、課の事務の処理に当たる。

（特別徴収専門官）

第１４条　労働保険徴収課に、特別徴収専門官１人を置く。

２　特別徴収専門官は、命を受けて、労働保険の保険料その他の徴収金の徴収に関する事務のうち、特に徴収が困難な事業主に係るものの、滞納処分の処理等専門的及び技術的な事項に係るものを行う。

（地方徴収専門官）

第１５条　労働保険徴収課に、地方徴収専門官４人を置く。

２　地方徴収専門官は、命を受けて、労働保険の保険料その他の徴収金の徴収に関する事務であって、滞納処分の処理等専門的及び技術的な事項に係るものを行う。

（労働保険徴収課の係）

第１６条　労働保険徴収課に、次の５係を置く。

徴収第一係

徴収第二係

徴収第三係

収納第一係

収納第二係

第５節　労働保険適用課

（課長補佐）

第１７条　労働保険適用課に、課長補佐１人を置く。

２　課長補佐は、課長を補佐し、係長の指揮監督を行い、課の事務の処理に当たる。

（労働保険適用指導官）

第１８条　労働保険適用課に、労働保険適用指導官１人を置く。

２　労働保険適用指導官は、命を受けて、次の各号に揚げる事務を行う。

⑴　労働保険の適用事業の事業主であって、保険関係成立届の提出を怠っている者に対する指導を行うこと。

⑵　前号の事業主の事業に対する職権による保険関係成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこと。

⑶　労働保険料算定基礎調査に関する事項についての連絡調整その他の事務を行うこと。

（労働保険適用課の係）

第１９条　労働保険適用課に、次の３係を置く。

適用第一係

適用第二係

適用第三係

第６節　労働保険事務組合室

（室長補佐）

第２０条　労働保険事務組合室に、室長補佐１人を置く。

２　室長補佐は、室長を補佐し、係長の指揮監督を行い、室の事務の処理に当たる。

（労働保険適用指導官）

第２１条　労働保険事務組合室に、労働保険適用指導官１人を置く。

２　労働保険適用指導官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

⑴　労働保険事務組合の設立の指導及び育成を行うこと。

⑵　労働保険に関する中小企業の事業主の事務処理の指導を行うこと。

⑶　前号に掲げるもののほか、労働保険の適用に関し、中小企業の事業主の指導を行

うこと。

（労働保険事務組合室の係）

第２２条　労働保険事務組合室に、次の３係を置く。

事務組合指導係

事務組合徴収係

事務組合収納係

第３章　労働基準部

第１節　監督課

（地方労働基準監察監督官）

第２３条　監督課に、主任地方労働基準監察監督官１人及び地方労働基準監察監督官２人を置く。

２　地方労働基準監察監督官は、署における監督業務その他の事務の実施についての監察、監督水準の調整及び署相互間の協力の促進等に係る事務を行う。

３　主任地方労働基準監察監督官は、命を受け、高度な専門的知識に基づいて前項に定める事務に従事するほか、その担当する所掌に係る事務の関係部署との調整に関する事務を行う。

（特別司法監督官）

第２４条　監督課に、特別司法監督官４人を置く。

２　特別司法監督官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

⑴　捜査に特別の知識と経験を必要とする事件に係る捜査に関すること。

⑵　社会的に影響が大きい事件その他重要な事件に係る捜査に関すること。

⑶　前２号の事件に関連する情報の収集等に関すること。

３　特別司法監督官は、地方検察庁等関係機関と緊密に連絡して、前項の事務を行うものとする。

（専門監督官）

第２５条　監督課に、専門監督官１人を置く。

２　専門監督官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

⑴　労働条件の確保及び改善並びに労働災害の防止に関する事項であって、特に専門的な知識及び経験を必要とするものに係る監督に関すること。

⑵　労働条件の確保及び改善並びに労働災害の防止に関する事項であって、特に専門

的な知識及び経験を必要とするものに係る監督についての署の労働基準監督官に対する指導に関すること。

（監督課の係）

第２６条　監督課に、次の１係を置く。

監督係

第２節　労働時間課

（課長補佐）

第２７条　労働時間課に、課長補佐１人を置く。

２　課長補佐は、課長を補佐し、係長の指揮監督を行い、課の事務の処理に当たる。

（労働時間設定改善指導官）

第２８条　労働時間課に、労働時間設定改善指導官２人を置く。

２　労働時間設定改善指導官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

⑴　労働時間等の設定の改善を促進するための施策についての関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

⑵　労働時間等の設定の改善についての関係団体に対する啓発、指導及び援助並びに広報に関すること。

⑶　労働時間等の設定の改善に関する事務についての署の関係職員に対する指導に関すること。

⑷　署相互間における労働時間等の設定の改善に関する事務についての調整に関すること。

（労働時間課の係）

第２９条　労働時間課に、次の１係を置く。

指導係

第３節　賃金課

（課長補佐）

第３０条　賃金課に、課長補佐１人を置く。

２　課長補佐は、課長を補佐し、係長の指揮監督を行い、課の事務の処理に当たる。

（地方賃金指導官）

第３１条　賃金課に、地方賃金指導官３人を置く。

２　地方賃金指導官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

(1)　賃金に関する専門的事務についての署の関係職員に対する指導に関すること。

(2)　署相互間における賃金に関する専門的事務についての調整に関すること。

(3)　賃金に関する専門的事務についての労働者、使用者その他の関係者に対する指導及び援助に関すること。

（賃金課の係）

第３２条　賃金課に、次の４係を置く。

最低賃金係

統計調査係

賃金係

家内労働係

第４節　安全課

（課長補佐）

第３３条　安全課に、課長補佐１人を置く。

２　課長補佐は、課長を補佐し、係長の指揮監督を行い、課の事務の処理に当たる。

（安全課の専門官）

第３４条　安全課に、地方産業安全専門官９人を置く。

（安全課の係）

第３５条　安全課に、次の２係を置く。

安全第一係

安全第二係

第５節　労働衛生課

（課長補佐）

第３６条　労働衛生課に、課長補佐１人を置く。

２　課長補佐は、課長を補佐し、係長の指揮監督を行い、課の事務の処理に当たる。

（労働衛生課の専門官）

第３７条　労働衛生課に、地方労働衛生専門官７人を置く。

（労働衛生課の係）

第３８条　労働衛生課に、次の２係を置く。

衛生第一係

衛生第二係

第６節　労災補償課

（労災管理調整官）

第３９条　労災補償課に、労災管理調整官１人を置く。

２　労災管理調整官は、命を受けて、局の労働基準部労災補償課の所掌事務のうち重要事項に係るものの調整を行う。

（地方労災補償監察官）

第４０条　労災補償課に、地方労災補償監察官４人を置く。

２　地方労災補償監察官は、署における労災補償等に関する事務（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の規定による年金たる保険給付に関する事務を除く。）を監察するとともに、関係職員の事務の指導を行う。

（地方労災医療監察官）

第４１条　労災補償課に、地方労災医療監察官４人を置く。

２　地方労災医療監察官は、命を受けて、労働者災害補償保険法施行規則（昭和３０年労働省令第２２号）第１２条第１項に規定する指定病院等（以下「指定病院等」という。）に対する長期にわたって療養を継続している者に係る療養の給付の適正な実施に関する指導その他これらの者に係る療養補償給付等を適正に行うために必要な事務で専門的知識を必要とするものを行う。

（労災年金監察官）

第４２条　労災補償課に、労災年金監察官１人を置く。

２　労災年金監察官は、命を受けて、署における年金給付に関する事務を監察するとともに、関係職員の事務の指導を行う。

（地方労災補償訟務官）

第４３条　労災補償課に、地方労災補償訟務官５人を置く。

２　地方労災補償訟務官は、命を受けて、局の労働者災害補償及び労働者災害補償保険に係る争訟に関する事務を行う。

３　地方労災補償訟務官は、関係機関等と緊密に連絡して、前項の事務を行うものとする。

（地方社会復帰指導官）

第４４条　労災補償課に、地方社会復帰指導官１人を置く。

２　地方社会復帰指導官は、命を受けて、傷病の実態の把握、労働能力の評価等被災労

働者の社会復帰に関する情報、資料等の収集、被災労働者及び関係事業主に対する社会復帰のための指導その他被災労働者の社会復帰の促進に必要な事務を行う。

3　地方社会復帰指導官は、必要に応じ、医療機関、所、公共職業訓練施設その他の関係機関等と緊密に連絡して、前項の事務を行うものとする。

（地方職業病認定調査官）

第４５条　労災補償課に、地方職業病認定調査官６人を置く。

2　地方職業病認定調査官は、命を受けて、職業性疾病に係る認定その他補償に関する事務で専門的知識を必要とする事項についての調査その他の事務を行う。

（労災保険給付調査官）

第４６条　労災補償課に、労災保険給付調査官７人を置く。

2　労災保険給付調査官は、命を受けて、次の各号に揚げる事務を行う。

⑴　労働者災害補償保険法の規定による保険給付及びこれに関連する事項についての調査その他の事務を行うこと。

⑵　同法の規定による通勤災害に関する保険給付に係る事務のうち、通勤災害の認定等についての署の関係職員等に対する指導等専門的知識を必要とするもの。

（労災保険給付専門官）

第４７条　労災補償課に、労災保険給付専門官２人を置く。

2　労災保険給付専門官は、命を受けて、指定病院等及び労働者災害補償保険法施行規則第１８条の１９第１項に規定する健診給付病院等（以下「健診給付病院等」という。）から提出された労災医療に要する費用に係る請求書の審査、指定病院等及び健診給付病院等に対する検査及び指導その他労災医療に要する費用の支払に関する事務で専門的事項に係るものを行う。

（費用徴収専門官）

第４８条　労災補償課に、費用徴収専門官２人を置く。

2　費用徴収専門官は、命を受けて、労働者災害補償保険法の規定による費用徴収に係る事務及び第三者行為災害に係る求償問題の処理のうち高度な困難事案に関し専門的知識を必要とする事務を行う。

（特別加入団体監理官）

第４９条　労災補償課に、特別加入団体監理官１人を置く。

2　特別加入団体監理官は、命を受けて、労働者災害補償保険法第３３条第３号又は第

５号に掲げる者の団体（労働者災害補償保険法施行規則（昭和３０年労働省令第２２号）第４６条の１８第２号に定める作業に従事する者の団体を除く。以下「特別加入団体　」という。）に係る同法第３５条第１項の承認に関する事務、業務災害の防止に関する規定の策定に係る特別加入団体（同規則第４６条の第１８第３号に掲げる作業に従事する者の団体を除く。）に対する指導その他特別加入団体の監理に関する事務で専門的な事項に係るものを行う。

（労災補償課の係）

第５０条　労災補償課に、次の２係を置く。

調整係

調査統計係

第４章　職業安定部

第１節　職業安定課

（課長補佐）

第５１条　職業安定課に、課長補佐３人を置く。

２　課長補佐は、課長を補佐し、係長の指揮監督を行い、課の事務の処理に当たる。

（地方職業安定監察官）

第５２条　職業安定課に、主任地方職業安定監察官１人及び地方職業安定監察官２人を置く。

２　地方職業安定監察官は、所における職業安定行政の執行状況を、その実地について監察するとともに、関係職員の事務の指導を行う。

３　地方職業安定監察官は、監察の計画を定め、局長の承認を得たのち監察を行い、監察を終えたときにその結果を報告する。

４　主任地方職業安定監察官は、上司の命を受け、高度な専門的知識に基づいて第２項から前項までに定める事務に従事するほか、その担当する所掌に係る事務の関係部署との調整に関する事務を行う。

（地方労働市場情報官）

第５３条　職業安定課に、地方労働市場情報官２人を置く。

２　地方労働市場情報官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

⑴　国の雇用に関する基本的な方針のうち職業安定局長の指定するものに対応する局の雇用施策を実施するに際しての方針（以下「雇用方針」という。）を策定するこ

と。

(2)　前号の局の雇用方針の推進に関する連絡調整に関すること。

(3)　局の管轄区域内の雇用及び失業の状況及び見通しに関する総合的な分析に関すること。

(4)　事業再構築等が雇用に及ぼす影響に関する情報の分析並びに関係労働者の雇用の安定を図るための措置についての事業主その他関係者に対する指導及び援助に関すること。

（地方職業指導官）

第５４条　職業安定課に、地方職業指導官２人を置く。

２　地方職業指導官は、命を受けて、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第２章に規定する職業指導（職業適性検査を含む。以下同じ。）及び職業分析についての専門的及び技術的な事項に関する事務（以下「職業指導等に関する事務」という。）を行うほか、職業指導等に関する事務について、所の関係職員に対する指導を行う。

（職業安定課の係）

第５５条　職業安定課に、次の３係を置く。

業務調整係

雇用計画係

職業紹介係

第２節　雇用保険課

（課長補佐）

第５６条　雇用保険課に、課長補佐２人を置く。

２　課長補佐は、課長を補佐し、係長の指揮監督を行い、課の事務の処理に当たる。

（地方雇用保険監察官）

第５７条　雇用保険課に、主任地方雇用保険監察官１人及び地方雇用保険監察官１５人を置く。

２　地方雇用保険監察官は、所における雇用保険等に関する事務について監察するとともに、関係職員の事務の指導を行う。

３　地方雇用保険監察官は、労働保険の保険関係が成立し、又は成立していた事業について、次の各号に掲げる事項であって局又は所の所掌に係るものに関し、質問又は検査を行う。この場合において、必要があると認めるときは、賃金台帳、労働者名簿そ

の他労働保険に関係がある帳簿書類を閲覧することができる。

(1)　被保険者に関する届け出に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、労働保険に係る届出、申告、申請、報告及び証明に関すること。

(3)　事業主に雇用され、又は雇用されていた者に対する失業等給付の支給に関すること。

(4)　労働保険料の納付及びその額の計算に関すること。

(5)　被保険者の負担すべき労働保険料額に相当する額の控除に関すること。

(6)　雇用保険印紙の購入及び保管に関すること。

4　地方雇用保険監察官は、労働保険事務組合又は労働保険事務組合であった団体について、前項第１号から第４号に掲げる事項に関し、質問及び検査を行う。

5　主任雇用保険監察官は、上司の命を受け、高度な専門的知識に基づいて第２項から前項までに定める事務に従事するほか、その担当する所掌に係る事務の関係部署との調整に関する事務を行う。

（雇用保険課の係）

第５８条　雇用保険課に、次の２係を置く。

雇用保険適用係

雇用保険給付係

第３節　職業対策課

（課長補佐）

第５９条　職業対策課に、課長補佐３人を置く。

2　課長補佐は、課長を補佐し、係長の指揮監督を行い、課の事務の処理に当たる。

（高齢者対策担当官）

第６０条　職業対策課に、高齢者対策担当官１人を置く。

2　高齢者対策担当官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

(1)　高年齢者等の雇用対策に関する事務についての所の関係職員に対する指導に関すること。

(2)　定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者等の雇用の安定に関する事業主団体その他の関係者に対する指導及び援助に関すること。

(3)　募集及び採用時の理由提示についての所の関係職員に対する指導に関すること。

(4)　シルバー人材センター連合等との連絡・調整等に関すること。

(5)　高年齢者等の雇用就業対策に関する資料その他の情報の収集、整理及び活用に関すること。

(6)　高年齢者等の雇用就業対策に関する広報に関すること。

（地方障害者雇用担当官）

第６１条　職業対策課に、地方障害者雇用担当官２人を置く。

２　地方障害者雇用担当官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務で専門的及び技術的な事項に係るものを行う。

(1)　障害者の雇用対策に関する事務についての所の関係職員に対する指導に関すること。

(2)　障害者の雇用就業対策に関する関係行政機関、関係団体等との連絡調整に関すること。

(3)　障害者の雇用就業対策に関する資料その他の情報の分析に関すること。

（地方雇用開発担当官）

第６２条　職業対策課に、地方雇用開発担当官１人を置く。

２　地方雇用開発担当官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

(1)　都道府県が地域雇用開発計画等を策定する際に必要な雇用情報の把握及び提供を行うこと。

(2)　局の管轄区域における産業及び雇用の動向並びに地域の振興に係る施策等の調査に関すること。

(3)　地域雇用開発及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第２５条に規定する広域職業紹介活動（以下「広域職業紹介活動」という。）に関し、関係市町村、関係行政機関、関係労使団体、独立行政法人雇用・能力開発機構等との連絡調整に関すること。

(4)　地域雇用開発助成金の支給（支給決定業務を除く。）等地域雇用開発業務及び広域職業紹介活動業務についての所の関係職員に対する指導に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、地域雇用開発促進法（昭和６２年法律第２３号）の施行に係る局における事務に関すること。

（事業所給付監査官）

第６３条　職業対策課に、事業所給付監査官２人を置く。

２　事業所給付監査官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

⑴　偽りその他不正の行為によって給付金の給付を受け、又は受けようとした疑いのある者がある場合において、その者に偽りその他不正の行為があるかどうかを調査すること。

⑵　給付金の支給効果を評価し、その結果に基づき、給付金の給付を受けた者に対し必要な指導を行うこと。

⑶　偽りその他不正の行為による給付金の受給の防止のための受給者その他の関係者に対する啓発及び指導に関すること。

⑷　給付金の給付に係る不服について必要な事項を調査すること。

３　事業所給付監査官は、前項の事務を行うため、雇用保険法第７９条の規定により、命を受けて、雇用保険の被保険者若しくは受給資格者等を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入って、関係者に対して質問し、又は帳簿書類を検査することができる。

（職業対策課の係）

第６４条　職業対策課に、次の６係を置く。

雇用開発係

雇用促進係

高齢・障害者雇用対策係

雇用指導係

雇用助成係

助成金係

第５章　需給調整事業部

第１節　需給調整事業第一課

（課長補佐）

第６５条　需給調整事業第一課に、課長補佐１人を置く。

２　課長補佐は、課長を補佐し、係長の指揮監督を行い、課の事務の処理に当たる。

（需給調整指導官）

第６６条　需給調整事業第一課に、需給調整指導官１１人を置く。

２　需給調整指導官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

⑴　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する

法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。第３章第４節の規定を除く。以下同じ。）及び職業安定法（政府以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業に関することに限り、学校等の行う無料職業紹介事業に関することを除く。以下同じ。）の施行に関する専門的な事項に係る事務についての所の関係職員に対する指導に関すること。

(2)　労働者派遣法及び職業安定法に係る申請書、届出書等関係書類の受付、審査等に関すること。

(3)　労働者派遣事業適正運営協力員の活用に関すること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、労働者派遣法及び職業安定法の施行に係る当該局における事務で専門的な事項に係るものに関すること。

（需給調整事業第一課の係）

第６７条　需給調整事業第一課に、需給調整事業第一係を置く。

第２節　需給調整事業第二課

（需給調整指導官）

第６８条　需給調整事業第二課に、主任需給調整指導官２名及び需給調整指導官１５人を置く。

２　需給調整指導官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

(1)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。第３章第４節の規定を除く。以下同じ。）及び職業安定法（政府以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業に関することに限り、学校等の行う無料職業紹介事業に関することを除く。以下同じ。）の施行に関する専門的な事項に係る事務についての所の関係職員に対する指導に関すること。

(2)　労働者派遣事業、職業紹介事業等についての事業主団体その他の関係者に対する指導及び援助に関すること。

(3)　労働者派遣法及び職業安定法に係る違法行為の取締りに関すること。

(4)　労働者派遣事業、職業紹介事業等の運営についての調査、分析及び検討に関すること。

(5)　労働者派遣事業適正運営協力員の活用に関すること。

(6)　派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が

雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。）の雇用管理の改善に関すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）。

(7)　前各号に掲げるもののほか、労働者派遣法及び職業安定法の施行に係る当該局における事務で専門的な事項に係るものに関すること。

3　主任需給調整指導官は、命を受けて、高度な専門的知識及び技術に基づいて前項に定める事務に従事するほか、その担当する所掌に係る事務の関係部署との調整に関する事務を行う。

（需給調整事業第二課の係）

第６９条　需給調整事業第二課に、需給調整事業第二係を置く。

第６章　雇用均等室

（室長補佐）

第７０条　雇用均等室に、室長補佐１人を置く。

2　室長補佐は、室長を補佐し、室の事務の処理に当たる。

（地方機会均等指導官）

第７１条　雇用均等室に、地方機会均等指導官３人を置く。

2　地方機会均等指導官は、命を受けて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する専門的及び技術的な事項に関する事務を行う。

（地方育児・介護休業指導官）

第７２条　雇用均等室に、地方育児・介護休業指導官３人を置く。

2　地方育児・介護休業指導官は、命を受けて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進に関する専門的及び技術的な事項に関する事務を行う。

（地方短時間労働指導官）

第７３条　雇用均等室に、地方短時間労働指導官２人を置く。

2　地方短時間労働指導官は、命を受けて、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する専門的及び技術的な事項に関する事務を行う。

第７章　労働保険審査官

（労働者災害補償保険審査官の定数）

第７４条　局に置かれる労働者災害補償保険審査官の定数は、１１人とする。

（雇用保険審査官の定数）

第７５条　局に置かれる雇用保険審査官の定数は、２人とする。

附　則

この細則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成１３年１０月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２２年４月１日から施行する。